

令和7年度分析食品リスト（案）について

令和7年度においては、「今後の分析食品の考え方等について」（令和5年12月5日食品成分委員会申合せ）に基づいて進めることとし、以下の食品・成分項目を対象として分析を実施する。

1 令和7年度分析対象食品

- （１）国民健康・栄養調査（食事しらべ）摂取量上位の食品で分析値が古い食品及び当該食品の調理形態が異なるもの。
- （２）既存の食品区分の検討に際し必要なもの。
- （３）既収載・既分析食品のうち成分値の再検討が必要なもの。

2 分析を行う成分項目

1（１）及び（２）の食品については、全成分分析を基本としつつ、文献等により含まれないと推定される成分は除外するなど、食品ごとに各成分の分析の必要性を勘案して対象成分を設定する。

また、1（３）の食品については、当該成分を対象とするほか、その他成分についても再分析の必要性を勘案し設定する。

【詳細については資料2－2の表を参照】

- ・表中の「○」は分析対象とする成分項目。
- ・表中の空欄は分析対象とはしない。
※収載値（案）の審議において、文献等に基づく推定による「(0)」等の収載を検討する成分項目。
- ・表中の「推」は分析対象とはせず、類似食品や文献等により収載値（案）を推計する成分項目。

- 3 なお、今回提示する分析食品リスト（案）から、令和7年度予算決定後に、予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞込みを行い、当該年度事業の公示、入札の対象を確定する予定。